



平成29年4月7日(金)

中国地方で初めて「海岸協力団体」に指定された「特定非営利活動法人 皆生ライフセービングクラブ」「特定非営利活動法人 皆生スポーツアカデミー」の2団体に指定証の伝達を行い、日野川河川事務所の横林事務所長から、2団体の代表者へ指定証を手交しました。

2団体は、これまでも皆生海岸で活動をされる傍ら清掃活動等を行っていましたが、今後は、海岸協力団体として、海岸の維持・環境保全等に関する活動への協力を頂くことになります。

指定証伝達の様子



海岸の維持・
環境の保全等
の協力を御願
いします。



意見交換会も行われて、「海岸協力団体指定を契機に活動を濃いものにしていきたい」「今回の指定が海岸での活動のアピールになるとうれしい」といったコメントも頂きました。

「海岸協力団体制度」とは？

自発的に海岸の維持、海岸環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するものです。

清掃活動の様子



海岸協力団体指定証伝達式

国土交通省中国地方整備局日野川河川事務所



ライフセービング スポーツアカデミー
本田さん 横林所長 小原さん